

## 七宗町骨髓移植ドナー等助成金交付事業

七宗町では、ドナーが骨髓等を提供するにあたって受ける経済的負担を軽減し、ドナー登録者の増加と骨髓等の移植の推進を図るため、ドナー及びその雇用事業所に対して助成金を交付します。

### 対 象 者

#### ①ドナー（次のすべてを満たす人）

- ・公益財団法人日本骨髓バンクを介して骨髓等を提供した人
- ・骨髓等の提供が完了した日に七宗町に住民票がある人
- ・勤務先にドナー休暇制度がない人
- ・町税等を滞納していない人

#### ②雇用事業所（次のすべてを満たす事業所）

- ・①のドナーが骨髓等の提供を完了した日に、その人を雇用している事業所
- ・ドナー休暇制度を導入していない事業所

\*①②ともに、他から同種の助成金の交付を受けていないこと

### 助成金の交付額

次に上げる骨髓等の提供のために必要な通院等の日数 1 日につき 2 万円（雇用事業所は 1 万円）。ただし、上限は 7 日とします。

- ・骨髓等の提供前後の健康診断のための通院
- ・自己血貯血のための通院
- ・骨髓等の採取のための入院
- ・その他町長が必要と認める通院、入院及び面接

## 申請手続き

次の書類を生きがい健康センターに提出してください。  
(骨髄等の提供が終了してから 90 日以内に申請してください。)

### ①ドナー

- 骨髄移植ドナー等助成金交付申請書（ドナー用）
- 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し（通院等の日数が確認できるもの）

### ②雇用事業所

- 骨髄移植ドナー等助成金交付申請書（事業所用）
- 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し（通院等の日数が確認できるもの）
- ドナーを雇用していることを証明する書類

#### 【担当窓口】

〒509-0401

岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2152-1

七宗町生きがい健康センター（役場住民課健康係）

電話 0574-48-2046